

平成29年10月17日

## 放送受信契約の未契約事業所に対する担当窓口変更通知の発送について

本日、放送受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただけない事業所1件（本社 石川県）に対し、担当窓口を東京の営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を送付しましたので、お知らせします。

### 【これまでの対応】

- ・NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底するため、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- ・当該事業所については、これまで営業現場において丁寧に対応してきましたが、これ以上対応を重ねても、契約していただくことは困難と判断しました。
- ・今後は、東京の営業局受信料特別対策センターで丁寧に対応を行いますが、どうしてもご理解いただけない場合は、訴訟の予告を行い、それでもなお応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。

### 【未契約事業所をめぐる全国の対応状況】

これまで、合計56件の未契約事業所について、対応窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し対応してきました。そのうち、51件については放送受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただき、残る5件は現在係争中となっています（最高裁1件、東京高裁3件、東京地裁1件）。